

京都市職員共済組合保健事業に関する規程（平成22年11月25日規程第6号）の一部を変更する規程を次のように制定する。

平成28年3月31日

京都市職員共済組合  
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合規程第6号

京都市職員共済組合保健事業に関する規程の一部を変更する規程

第1条中「第44条」を「第45条」に改め、「組合員の保健，保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営，」を削る。

第2条の表その他健康の保持増進のための必要な事業の項中「会員制福利厚生事業」の次に「，各種指導・啓発」を加え，組合員の保健，保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営の項を削る。

第3条の表その他健康の保持増進のための必要な事業の項中，

「

会員制福利厚生事業	組合員とその家族	各メニューにおいて規定する額	を
-----------	----------	----------------	---

」

「

会員制福利厚生事業	組合員とその家族	各メニューにおいて規定する額	に
各種指導・啓発	組合員，被扶養者	なし	

」

改め，組合員の保健，保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営の項を削る。

附 則

この変更は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)